

《優先入所期間を1年間とした場合》

- ・優先入所の期間を1年間とした場合、マンション住民が優先入所を受けることができるのは、結果として募集当初の1か月となる可能性が高い。
- ・マンション住民以外の申し込みを受け付けずに、1年間マンション住民の為に空き枠を確保しておくことは、児童福祉法24条に違反するとの専門家の意見もあり、実施できない。
- ・このような状況では、マンション事業者のインセンティブとなり得ず、保育所整備促進の効果が期待できない。

☆インセンティブを高めるために、優先入所期間を検討



《優先入所期間を3年間とした場合》

- ・優先入所の期間を3年間とした場合、一斉入所の募集時期が3回該当し、優先入所を受ける回数が増加する。
- ・年度途中の入退所も発生することから、期間が長ければ、その時点での優先入所の可能性も発生する。
- ・定員設定は事業者の選択となるが、定員設定によっては、各年齢児の優先入所枠が見込める。(下記事例参照)
- ・一定期間、優先入所制度が確保されれば、マンション事業者のインセンティブが働き、保育所整備促進に期待が持てる。
- ・期間については、マンション住民が過剰な優先制度とならないようにする必要があることから、3年程度が妥当との意見による。

□定員設定における各年齢児の優先入所枠のイメージ(参考)

(各年齢設定に差をつけない場合)

	0歳児	1歳児	2歳児	計
利用定員(児童数)①	6人	6人	7人	19人
次年度進級児数②	0人	6人	6人	12人
一斉入所時の優先枠 (①-②)	6人	0人	1人	7人

☆各年齢に優先入所枠は設定されない。

(各年齢設定に差をつけた場合)

	0歳児	1歳児	2歳児	計
利用定員(児童数)①	3人	7人	9人	19人
次年度進級児数②	0人	3人	7人	10人
一斉入所時の優先枠 (①-②)	3人	4人	2人	9人

☆各年齢に優先入所枠が設定される。

児童福祉法

第二十四条 市町村は、この法律及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保護者の労働又は疾病その他の事由により、その監護すべき乳児、幼児その他の児童について保育を必要とする場合において、次項に定めるところによるほか、当該児童を保育所（認定こども園法第三条第一項の認定を受けたもの及び同条第九項の規定による公示がされたものを除く。）において保育しなければならない。

○2 市町村は、前項に規定する児童に対し、認定こども園法第二条第六項に規定する認定こども園（子ども・子育て支援法第二十七条第一項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業をいう。以下同じ。）により必要な保育を確保するための措置を講じなければならない。